

基本目標 2

安心して暮らせる支えあいのまち

【福祉・健康の分野】

施策
6

地域福祉

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 地域における支えあい

高齢化の進展や核家族化などにより、生活の基盤である家族や地域の連帯感が希薄化していることから、孤立・孤独、引きこもりなどの複合的な問題が顕在化しつつあります。

そこで、市では、民生・児童委員への活動や、小地域ネットワーク活動^{※1}、社会福祉協議会が実施する高齢者などへの福祉サービスなど、地域で支え合う福祉のまちづくりを支援してきました。

地域の連帯感の希薄化などに起因する生活・福祉の課題については、公的な福祉サービスだけでは対応できないため、市民一人ひとりが地域を構成する一員としてつながり、それぞれができる範囲で役割や責任を果たしていくことが必要となっています。

2. 成年後見制度

近年では、成年後見制度^{※2}に関する利用相談や支援に関するニーズが高まっており、身寄りのない一人暮らし高齢者などからの申立て支援を実施してきました。市民ニーズの変化に合わせて、支援を必要とする方とサポートする方の両方への支援、制度に関する普及啓発、相談窓口の明確化といった制度に関する総合的な支援の充実が求められています。

※1 小地域ネットワーク活動：小地域（概ね町内会・自治会区域）を単位として要援護者一人ひとりを対象に市民同士が共同して進める、見守り・援助活動。

※2 成年後見制度：認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被ることのないよう、権利と財産を守り、支援する制度。

基本方針

市民、社会福祉協議会、福祉サービスを提供する団体、民生・児童委員等と市の連携・協働により、「地域で助けあい、支えあう福祉のまちづくり」を推進します。

今後の方向性

1. 地域における支えあい活動の推進

民生・児童委員への支援を充実するとともに、地域包括支援センター^{※3}、子ども家庭支援センターなどの各公的機関や、社会福祉協議会などの関係機関との連携の強化を図り、地域福祉の向上に取り組みます。

2. 成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用支援機関を設置し、成年後見制度の適正な利用促進を図ります。

※3 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者やその家族などに対し、総合的な支援を行う機関。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

第四次羽村市地域福祉計画（平成 25 年度～平成 29 年度）

1. 地域における支えあい活動の推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	地域福祉計画の策定	社会福祉法に基づき、市の地域福祉を推進していくため、5年間で計画期間とする地域福祉計画を策定します。	重点
1-2	民生・児童委員（社会福祉委員）活動の支援	地域福祉の「要」として、訪問活動、各種相談など、地域に根ざした福祉活動ができるよう、人員確保などのさまざまな支援に取り組みます。	重点 輝④
1-3	小地域ネットワーク活動の支援	地域住民が主体となって支え合いや見守りなどの実践活動を行う「小地域ネットワーク活動」の活性化や充実に向け、社会福祉協議会と共同して支援します。	
1-4	福祉サービス総合支援事業の実施	高齢者や障害者等のためのサービス利用援助や苦情対応、専門相談などの事業を、社会福祉協議会への委託により、実施します。	

2. 成年後見制度の利用促進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	成年後見制度利用支援機関の設置	成年後見制度の普及・定着を図るとともに、きめ細かく制度を運用していくため、社会福祉協議会への委託により、成年後見制度利用支援機関を設置します。	重点

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 社会参加、生きがいきづくり

高齢者の社会参加や生きがいきづくりについて、シルバー人材センターを通じた就労支援や、各種講座を開催してきた結果、平成 26 年の市の 65 歳健康寿命^{※1}は、男性が 81.42 歳、女性が 83.18 歳で、東京都平均より長く、元気に高齢者が活躍しています。

平成 28 年 9 月の高齢化率は 24.4%であり、高齢化率は年々増加していることから、今後も元気な高齢者が、「地域社会を支える担い手」として生涯現役で活躍できるよう、就労をはじめ、ボランティアや生涯学習などのさまざまな分野で活動できる環境づくりなどが求められています。

2. 総合的な支援

高齢者が住み慣れた地域で継続した生活ができるための総合的な支援として、要介護者等の相談支援事業、ひとり暮らし高齢者への訪問事業などを通じ、孤独感の解消や事故の未然防止を図ってきました。さらに介護予防については、認知症予防プログラムの実施や、認知症サポーター養成講座の開催に加え、認知症支援コーディネーター、生活支援コーディネーターをそれぞれ配置しました。

しかし、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者や要支援・要介護認定者数は、今後も増加が見込まれていますので、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステム^{※2}の構築を推進していく必要があります。

また、介護保険法の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業^{※3}を実施することとなっていますので、生活支援サービスの充実、介護予防の推進を図り、要支援者等に対するサービスを効果的かつ効率的に行う必要があります。

- ※1 65 歳健康寿命：国民生活基礎調査の集計データではなく、東京都が算出する 65 歳健康寿命のこと。65 歳健康寿命とは、65 歳の人何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものである。
- ※2 地域包括ケアシステム：介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを、日常生活圏内で一体的に受けられる支援体制のこと。
- ※3 介護予防・日常生活支援総合事業：要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組み。

基本方針

高齢者の社会参加や健康増進、生きがいきづくりを促進し、「生涯現役社会」を目指します。また、福祉サービスの充実や総合的な支援体制による地域包括ケアシステムの構築を推進し、住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるよう支援します。

今後の方向性

1. 社会参加、生きがいの促進

高齢者が生きがいを持って生活できるための社会参加、生きがいづくり活動を促進します。

2. 総合的な支援の推進

市民・行政・事業者等が連携した地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、介護予防や認知症に関する取組みの充実、在宅医療・介護連携などの総合的な支援を推進していきます。

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業

輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画

羽村市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）

1. 社会参加と健康増進、生きがいの促進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定	老人福祉法および介護保険法に基づき「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。	重点
1-2	アクティブシニア向け講座等の充実	社会参加などのきっかけづくりを行うため、健康維持や地域での活躍を目指そうとするアクティブシニアを応援する講座や、趣味などを通じた生きがいづくりのための講座等を開催します。	重点 輝④
1-3	シルバー人材センターへの支援	施設の提供や運営費の助成を通じて、高齢者の就労を支援します。また、安定的が続けられるよう、施設の長寿命化などについて検討します。	
1-4	ひとり暮らし高齢者等への訪問事業の実施	友愛訪問員 ^{※4} による訪問事業を通じて、孤独感の解消や安否確認を行います。	

2. 総合的な支援の推進

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	地域ケア会議の実施	個別ケースの検討を通じ、地域課題の抽出や関係者のネットワーク形成、スキルアップを図る「個別ケア会議」、市内を数ブロックに分け、地域の関係者による課題の整理、解決策の検討を行う「小地域ケア会議」、市全体に関わる課題解決のための政策検討などを行う「地域ケア推進会議」を段階的に実施します。	
2-2	高齢者見守り事業における協力事業者の拡大	郵便局、新聞販売店、生活協同組合、牛乳販売店の計8事業所の協力による高齢者の見守りについて、協力事業者の拡大を図ります。	重点 輝④

2-3	介護予防機能の強化推進事業の実施	生活支援コーディネーター、介護予防機能強化支援員の配置などにより、介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業の強化推進を図ります。	
2-4	要介護者等の相談支援事業等の実施	地域包括支援センターにおいて、要介護者等の総合相談支援や権利擁護業務などを行います。	
2-5	認知症予防事業の実施	認知症予防プログラムの実施や、それを運営する支援者の育成などを行います。	
2-6	認知症高齢者の早期発見・早期診断の実施	認知症の人と家族が地域で安心して生活できるよう、認知症支援コーディネーターなどの配置により、適切な医療・福祉・介護の支援を受けることができる体制を整え、認知症の早期発見・診断・対応に取り組みます。	
2-7	在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の関係機関との連携体制の構築を推進します。	重点 輝④

※4 友愛訪問員：孤独感の解消や、地域との交流促進、生きがいづくりなどのため、一人暮らし世帯、寝たきり高齢者世帯への訪問活動を行う方。

施策
8

障害者福祉

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. とともに生きる社会づくり

市では、平成 26 年度に設置した地域自立支援協議会を通じて、障害者向けのサービスの利用相談や、本人、家族全体が困難を抱えるケースなどへの支援に力を入れ、地域の関係機関と連携を図りながら、障害者への支援を強化してきました。

さらに、平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の施行により、障害のある人もない人も互いに認め・支え合い、とともに生きる社会を目指し、より一層、障害者への差別や権利侵害を防止するための周知に努めていくことが必要とされています。

また、平成 27 年 3 月に策定した「羽村市スポーツ推進計画」では、具体的な施策の一つとして障害者スポーツの推進を掲げ、障害者スポーツの理解促進や、障害者スポーツを支える人材育成に努めていくこととしています。

2. 自立に向けた支援

障害者の自立に向けた支援では、障害児支援、障害者就労事業などのさまざまな障害者福祉施策を推進してきた結果、就労者数は年々増加しております。

障害者数の推移は、知的障害者や精神障害者の増加に加え、障害者基本法の改正により発達障害や難病患者が障害者の定義に追加されたこともあり、今後も増加していくことが見込まれています。

そのため、社会や法律の変化に対応し、それぞれの障害の特性に応じた適切な障害福祉サービスを提供していくことが重要となりますので、就労支援事業をはじめ、発達に支援が必要な人にはライフステージの枠を超えた、総合的な支援の取組みが求められています。さらに、障害者の高齢化や重症化などを見据え、地域全体で支える体制を整備していくことが求められています。

基本方針

障害者福祉についての理解を広め、「ともに生きる社会」の実現を目指します。また、障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。

今後の方向性

1. ともに生きる社会づくりの推進

保健・医療・福祉・教育の連携を強化し、総合的なサービス提供体制の充実を図るとともに、障害のある人への差別や偏見を解消するため、人権啓発や教育、広報活動に取り組みます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、市民の障害者スポーツへの理解を深めるとともに、障害者スポーツを支えていく人材育成や障害者スポーツができる環境づくりなどに努め、障害者スポーツの推進を図ります。

2. 自立に向けた支援の充実

障害のある人の企業などへの就労を支援するとともに、発達に支援が必要な人に対しては、組織横断的な視点をもった取組みを推進していきます。

また、障害者施設などの関係機関と連携の上、障害者の生活を地域全体で支える体制整備について検討していきます。

【事業の区分】
 重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

主な計画事業

関連計画
羽村市障害者計画及び第4期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）
羽村市スポーツ推進計画（平成 27 年度～平成 33 年度）

1. ともに生きる社会づくりの推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	障害者計画及び障害福祉計画の策定	障害者基本法および障害者総合支援法に基づき、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に策定します。	重点
1-2	地域自立支援協議会の運営	地域における障害者福祉に関する関係者との連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の充実について協議を行うため、地域自立支援協議会を運営していきます。	
1-3	障害児支援事業の実施	福祉センター（青い鳥）で、障害のある児童に対して日中活動事業を行います。また、障害のある幼児に対して療育訓練を行います。	
1-4	発達支援体制の構築	乳幼児期から成人期までの切れ目のない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携し、組織横断的な体制を構築します。	重点輝①
1-5	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの推進	東京 2020 大会を契機とした、パラリンピック競技の紹介などの普及啓発活動や事前キャンプ誘致活動などに取り組むとともに、スポーツ指導に関する専門知識を習得する指導員の育成を支援するなど、障害者スポーツの推進を図ります。	重点輝⑦

2. 自立に向けた支援の充実

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	相談支援事業の実施	地域活動支援センター（あおば、ハッピーウイング）などにおいて、相談支援事業を行います。	
2-2	就労支援事業の推進	障害者就労支援センター（エール）に地域開拓促進コーディネーターを配置し、一般企業などへの就労を支援します。また、職業相談、職場定着支援、自立生活支援などの支援事業を推進します。	重点
2-3	就労継続支援事業の実施	障害のある人に対する福祉的就労 ^{※1} の場の提供や、社会福祉法人などが行う福祉的就労の支援に取り組みます。	
2-4	福祉作業所「スマイル工房」の施設整備の支援	福祉作業所を運営している社会福祉法人に対し、事業の充実が図られるよう施設整備の支援を図ります。	重点
2-5	障害者地域生活支援拠点等の整備	障害者の地域生活の実態やニーズ等、地域の実情を十分踏まえ、「障害者地域生活支援拠点等」を整備します。	重点

※1 福祉的就労：一般就労の困難な障害のある人が、授産施設などの障害者福祉施設で、職業訓練などを受けながら行う就労のこと。

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 生活保護制度

生活保護を必要とする人に対する生活の安定と自立に向けた支援では、ハローワークとの連携プログラムや就労支援員支援プログラムなどによる受給者への就労支援を図るとともに、困窮の程度に応じた支援を行ってきました。

市の生活保護の状況は、平成 28 年 4 月 1 日現在（実数）、558 世帯、756 人で増加傾向にあることから、経済的自立を目指した就労支援を、一層強化していく必要があります。

また、生活保護の医療扶助は、生活保護費全体の約 4 割を占めていることから、長期入院、頻回・重複受診などの内容を精査し、医療機関への適正な受診を促すとともに、ジェネリック医薬品^{※1}の使用を積極的に推進するなど、医療扶助の適正化に努めていく必要があります。

2. 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成 27 年度から必須事業である支援員による相談や、住居確保給付金の支給を実施してきました。生活保護に至らないためのセーフティネット^{※2}として実施している自立相談支援事業には、切迫した状況になってからの相談が多いため、制度の周知に努めていく必要があります。

また、将来的に経済的・社会的に厳しい状況に陥る可能性があるひきこもりの状態にある方への支援や、困窮世帯の子どもが成人して再び困窮状態に陥るなどの「負の連鎖」を断ち切るためにも、任意事業である家計相談支援事業や、子どもの学習支援事業に取り組んでいく必要があります。

※1 ジェネリック医薬品（後発医薬品）：先発医薬品の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果を持つ医薬品のこと。

※2 セーフティネット：個人や企業に経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護するしくみのこと。

基本方針

低所得者の経済的自立を支援するため、生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、生活に困難を抱える人のために、多様なセーフティネットを活用し、生活の安定と自立の促進に向けた支援を推進します。

今後の方向性

1. 生活保護制度の適正な運営

生活保護を必要とする人に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、適正な制度運用を図ります。また、就労可能な生活保護受給者に対しては、経済的自立に向けて支援していきます。

2. 生活困窮者自立支援制度の充実

相談窓口の周知に努めるとともに、関連部署との連携のもと、任意事業の実施に向けて取り組みます。

主な計画事業

【事業の区分】

重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

1. 生活保護制度の適正な運営

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	生活保護受給者の就労指導事業の強化	生活保護受給者に対し、ケースワーカーや就労支援員による就労指導をはじめ、生活保護受給者等就労自立促進事業の活用など、ハローワークと連携した就労支援を強化します。	
1-2	面接相談員の配置	生活保護に関する相談に対応するため、専任の面接相談員を配置し、適正な制度運用を図ります。	

2. 生活困窮者自立支援制度の充実

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	生活困窮者自立相談支援事業の充実	生活困窮者自立支援制度の周知に努めていくとともに、任意事業である家計相談支援事業や子どもの学習支援事業の実施について、検討していきます。	重点

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度

国民健康保険税の収納率は、収納対策の強化により年々向上しており、平成 27 年度の現年分では 90.7%となっています。また、平成 28 年度より保険税の税率改定を行い、負担の適正化を図りました。被保険者数は、人口減・高齢化・社会保険加入の条件緩和などにより、年々減少していますが、被保険者 1 人あたりの医療費は、高齢化や高度医療の進展などにより増加しています。

そのため、医療費の内容点検、ジェネリック医薬品^{※1}の利用勧奨、柔道整復施術療養費などの2次点検、データヘルス計画^{※2}の策定により、医療費の適正化を図ってきました。また、生活習慣病の予防・改善を目的とした特定健康診査の平成 27 年度の実受診率は 47.2%で、前年度より 0.8 ポイント上昇したものの、50%には満たない状態となっています。

このような中で、持続可能な国民健康保険事業の運営を図るために、引き続き保険税の負担の適正化について検証していくとともに、納税の公平性および税収の確保の観点から、さらなる収納率の向上に対する取組みが必要となっているほか、健康増進への取組みとして、特定健康診査等の受診率の向上にも努めていく必要があります。

また、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 27 日に成立し、国民健康保険の財政運営は、平成 30 年度より都道府県が責任主体となるため、円滑な制度移行を行うとともに、新制度の周知に努める必要があります。

後期高齢者医療制度については、保険料の徴収や各種申請などの窓口業務に取り組んでいますが、高齢化の進展により、被保険者数および医療費の増加とともに保険料が上昇しているため、給付と負担に対する制度理解に努めていく必要があります。

2. 介護保険制度

介護保険制度については、介護を必要とする利用者が、安心して在宅生活を継続できるよう、地域密着型サービス事業者の参入を促すとともに、介護サービス事業者への集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ってきました。

また、要介護認定者および保険給付費については、制度開始以降 3 倍以上に増加し、今後も増加していくことが予測されていますので、市では、3 年ごとに「介護保険事業計画」を策定し、介護保険事業の計画的な運営に努めています。

今後も、高齢者が必要なサービスを継続して受けることができるよう、在宅生活を支える居宅サービスや、地域密着型サービスなどの充実を図るとともに、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステム^{※3}の構築を推進していく必要があります。

3. 国民年金制度

国民年金制度については、広報はむらへの掲載や、年金相談員による専門相談を行い、周知、加入促進に努めましたが、制度に関する相談は多い状況にあります。特に障害年金は、個々のケースによっては受給に結びつける過程で困難を伴う場合があるため、それに対応できる専門知識を有する相談員を継続して確保していくとともに、適切な受給となるよう制度の周知を図る必要があります。

また、無年金者の防止に向けた取組みについては、継続して実施していく必要があります。

- ※1 ジェネリック医薬品（後発医薬品）：先発医薬品の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果を持つ医薬品のこと。
- ※2 データヘルス計画：レセプトなどのデータの分析、それに基づく保険加入者の健康保持増進のための事業計画。
- ※3 地域包括ケアシステム：介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを、日常生活圏内で一体的に受けられる支援体制のこと。

基本方針

少子高齢化に対応し、持続可能な医療保険・介護保険とするため、適正に運営していきます。また、高齢期の生活を支えるため、国民年金制度の趣旨普及と加入促進を図ります。

今後の方向性

1. 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の運営

国民健康保険制度では、保険税の適正化を取り組むとともに、データヘルス計画に沿った医療費の適正化や、適切で実効性のある収納対策に努めていきます。

後期高齢者医療制度では、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、制度理解の趣旨普及を図ります。

2. 介護保険制度の運営

居宅サービスの一層の充実や、地域密着型サービス事業者の参入の促進、地域支援事業の充実などを図り、高齢者の包括的な支援体制の強化に取り組んでいきます。

また、制度の安定的かつ持続的な運営を図るため、介護サービスの適正化事業を進めるとともに、集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの質の向上・確保を図ります。

3. 国民年金制度の運営

国民年金制度の趣旨普及に努めるとともに、日本年金機構の年金事務所と連携した相談事業を実施していきます。

主な計画事業

【事業の区分】
 重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

関連計画
羽村市国民健康保険データヘルス計画（平成 29 年度）
羽村市特定健康診査・特定保健指導実施計画 第 2 期（平成 25 年度～平成 29 年度）
羽村市高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）

1. 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の運営

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	国民健康保険制度改正への円滑な対応	広報はむら、市公式サイトおよび出前講座を活用し、新制度の趣旨普及を図り、円滑に移行します。	
1-2	国民健康保険税の負担の適正化	国民健康保険運営協議会の意見を聴きながら、保険税負担について、毎年度検証していきます。	
1-3	国民健康保険税の収納率の向上	制度運営に必要な財源を確保するために、未納者への早期対応など適切で実効性のある収納対策の実施や、納税環境の整備などを通じて収納率向上を図ります。	重点
1-4	医療費の適正化	市民の健康増進と医療費の適正化を図るため、データヘルス計画に沿って、ジェネリック医薬品の使用促進、生活習慣病対策、重症化予防などの事業を展開します。	重点
1-5	羽村市特定健康診査・特定保健指導実施計画第 3 期の策定および特定健康診査等の受診率の向上	羽村市特定健康診査・特定保健指導実施計画※4 第 3 期を策定するとともに計画に沿って、受診率の向上を図ります。	重点 輝④
1-6	後期高齢者医療制度の趣旨普及	東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、広報はむら、市公式サイトおよび出前講座などを通じて、制度の趣旨普及を図ります。	

2. 介護保険制度の運営

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	「地域密着型サービス」の促進	高齢者が住み慣れた地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう、地域密着型サービス事業者の参入を促進します。	
2-2	介護サービスの適正化	介護サービス利用者が必要とするサービスを、事業者がルールに従って適正に提供できるよう、介護給付適正化事業を推進するとともに、事業者などへの実地指導などにより、サービスの質の確保と事業の適正な運営を図ります。	
2-3	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定	老人福祉法および介護保険法に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。	重点

3. 国民年金制度の運営

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	国民年金制度の周知・加入促進	広報はむら、市公式サイトおよび出前講座の活用や、関係機関との連携により国民年金制度の趣旨普及に努めるとともに、年金相談員による相談事業を実施します。	

※4 特定健康診査・特定保健指導：特定健康診査は、医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に行うメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査のこと。健診項目に腹囲の測定、血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無などがある。特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うこと。リスクの程度に応じて「動機づけ支援」と「積極的支援」に分類。

前期基本計画における取組みと今後の課題

1. 生涯を通じた主体的な健康づくり

健康づくり推進員や関係団体と協働して、「はむら健康の日」や「健康フェア」、「健康づくりのための講座」などを開催し、健康づくりの意識啓発を図ってきました。

近年の死亡原因で最も多い疾病は「がん」で、次いで「心疾患」、「脳血管疾患」と、メタボリックシンドローム^{※1}や生活習慣病の方が増加傾向にあることから、生活習慣病予防の普及啓発を図ってきました。今後も自主的な健康づくりに取り組むことができるよう、保健とスポーツの分野が連携し、具体的な食習慣や運動習慣の改善を支援していくことが求められています。

疾病の早期発見・早期治療には、健（検）診を受診することが重要であり、平成26年度から「30歳・35歳の健康診査」を開始しましたが、受診率が低いため、健（検）診の必要性について、普及啓発を図っていく必要があります。健康づくりには、子どもの頃から健康的な生活習慣を身に付けることが重要であり、生涯を通じた主体的な健康づくりへの支援が必要となっています。

市内における自殺発生率は東京都平均より高く、精神障害者保健福祉手帳を取得する人も増加傾向にあります。そのため、こころの健康の保持、増進への取組みや、早期相談につながるよう相談窓口の周知を図っていく必要があります。

2. 子どもの健やかな成長のための健康づくり

健康診査については、市民一人ひとりが健康で暮らしていくために乳幼児期から高齢期まで幅広く実施してきました。乳幼児期には成長・発達の遅れや疾病を早期に発見することを目的とした乳幼児健診を実施し、支援が必要な場合は経過観察健診などにつなげています。受診率が高いものの、発達の障害が心配される場合など幼児期より支援が必要な子どもが増加していることから、早期発見・早期治療のための相談体制の充実をはじめ、継続的な支援が求められています。

また、各種予防接種は接種できるワクチンの種類も充実してきましたが、接種率のさらなる向上を目指す必要があります。

母子保健としては、妊娠期の母体の健康管理を目的とした妊婦健康診査を実施しており、検査項目を増やして充実してきましたが、妊娠期より健康管理などが十分に行えない人が少しずつ増加しているため、支援体制の検討も必要となっています。

3. 市民の安全・安心を守る地域医療体制

これまで公立福生病院の運営をはじめ、市独自で平日夜間急患センターを運営するなど医療体制の充実を図ってきました。公立福生病院では市民ニーズに応じた質の高い医療が提供できるよう、地域包括ケア病棟^{※2}の開設や医師の確保などの体制整備に努めていますが、地域医療の拠点として、かかりつけ医などの関連機関と連携強化を図り、地域医療体制の充実を図ることが求められています。

また、新型インフルエンザ^{※3}や災害時の救急医療など、今後起こりうる健康危機への対応が求められており、関係機関などと連携した災害医療体制を構築していく必要があります。

- ※1 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上をあわせ持った状態。
- ※2 地域包括ケア病棟：急性期治療を経過した患者および在宅において療養を行っている患者などの受け入れ並びに患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う病棟または病室。
- ※3 新型インフルエンザ：季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

基本方針

だれもが生涯にわたり健康で暮らせるよう、自主的な健康づくりの取組みを支援します。また、必要な時に、質の高い医療が受けられるよう、地域の医療提供体制の充実を支援します。

今後の方向性

1. 生涯を通じた主体的な健康づくりの推進

「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、特に、若い世代から健康づくりに関心を持つことができるよう、健康づくりの必要性についての普及啓発や、スポーツの推進を図ります。

また、健（検）診等の受診率の向上を図るため、未受診者への受診勧奨を強化し、早期発見・早期治療につながるよう支援するとともに、こころの健康づくりに関する普及啓発や、相談体制の充実を図ります。

2. 子どもの健やかな成長のための健康づくり支援の充実

子どもの健康診査や予防接種の受診率の向上を図るとともに、発達の障害が心配される子どもに対し、早期に発見につながるよう相談体制の充実を図ります。

また、妊婦健康診査の受診率の向上、妊娠・出産・子育て包括支援拠点の設置など、妊娠・出産期から子育て期に渡る切れ目のない支援の提供に努めます。

3. 市民の安全・安心を守る地域医療体制の充実

公立福生病院の医療の質とサービスの向上を図っていくとともに、関係機関との広域的な医療連携の充実を図ります。

また、地震などによる災害や新型インフルエンザ等の健康危機が発生した場合の医療体制の構築について、検討していきます。

主な計画事業

【事業の区分】
 重点：後期基本計画における重点事業
 輝：はむら輝プロジェクト事業

関連計画
羽村市健康増進計画 健康はむら 21（平成 27 年度～平成 36 年度）
羽村市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年度～）

1. 生涯を通じた主体的な健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	区分
1-1	はむら健康の日・健康フェア等健康教育の実施	健康づくり推進員や関係団体などと連携し、健康づくりの意識向上を図るイベントや講座を開催し、こころと身体の健康づくりの普及啓発を推進します。	重点輝④
1-2	30 歳・35 歳健康診査の実施	30 歳と 35 歳の健康診査を受診する機会のない方を対象に、生活習慣病に重点をおいた健康診査を実施します。	
1-3	ヘルスアップ健診の実施	40 歳以上の方を対象に、特定健診等とあわせてヘルスアップ健診 ^{*4} を実施します。また、健診結果により、必要な方には医療受診や保健指導を働きかけます。	
1-4	スポーツを通じた健康づくりの推進	市民の健康増進を図るとともに、スポーツによって市民相互のふれあいや親睦を深めるため、スポーツを通じた健康づくりのイベントや教室などを開催します。	重点輝④
1-5	がん検診の拡充	がんを早期に発見するため、検診の実施体制、対象者、受診指導、休日実施などの内容を見直し、がん検診の受診率の向上に努めます。	

2. 子どもの健やかな成長のための健康づくり支援の充実

No.	事業名	事業内容	区分
2-1	妊婦健康診査および新生児訪問指導等の充実	子どもの健やかな発育を支援するため、妊娠中から産後における健康診査や訪問指導を実施します。また、妊娠期から子育て期にかけての相談体制の充実を図ります。	重点輝①
2-2	乳幼児健康診査の充実	3 か月から 3 歳までの乳幼児を対象に定期健診を実施し、必要に応じて経過観察を行うなど継続的に支援します。	
2-3	予防接種の充実	感染症の発生およびまん延を予防するため、ポリオ、BCG などの各種予防接種を実施するとともに、国の動向に注視しながら予防接種事業の充実に努めます。	
2-4	特定不妊治療費の助成	市民の出産の希望をかなえる支援として、羽村市で子どもを産み、育てる方の経済的負担軽減のため、特定不妊治療費の一部を助成します。	
2-5	発達支援体制の構築	乳幼児期から成人期までの切れ目のない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携し、組織横断的な体制を構築します。	重点輝①

2-6	妊娠・出産・子育て包括支援拠点の設置と運営	妊娠・出産期から子育て期までのさまざまなニーズに対して、妊娠・出産・子育て包括支援拠点を設置し、切れ目のない総合的相談支援を効果的に実施していきます。	重点 輝①
-----	-----------------------	---	----------

3. 市民の安全・安心を守る地域医療体制の充実

No.	事業名	事業内容	区分
3-1	公立福生病院の充実	広域的な地域医療が適切に提供できるよう、医療体制やサービスの充実を図ります。	
3-2	平日夜間急患センター事業の実施	平日および土曜日の夜間における急な発熱や、体調がすぐれない場合などに、市内で治療を受けることができるよう、平日夜間急患センター事業を実施します。	
3-3	災害時医療救護体制の構築	災害時に医療救護活動が円滑に行えるよう、関係機関との連携会議を開催し、災害時医療救護体制の構築を図ります。	重点 輝⑥

※4 ヘルスアップ健診：40歳以上を対象に、特定健康診査と合わせて詳細検査を行うフォローアップ健診のこと。